

特任教員の人件費を当該特任教員が獲得した外部資金から支出する場合についての申合せ

役員会決定
平成23年 3月29日

特任教員の人件費（法定福利費を含む。以下同じ）を当該特任教員が獲得した外部資金から支出する場合については次により取り扱うものとする。

1. 当該外部資金の使用ルール上可能な場合は、直接経費から人件費を支出するよう研究計画を作成し申請するものとする。
2. 直接経費の使途に制限がある場合等 1 により難しい場合は、間接経費から次の(1)及び(2)により人件費を支出できるものとする。

(1) 間接経費から人件費を支出する場合の上限額は次のいずれかの低い額とする。

- ア. 当該特任教員について国立大学法人電気通信大学特定任期付職員の本給に関する規程（以下「年俸制規程」という。）により算定された号給とした場合の当該年度分の人件費に相当する額（通勤手当を含む。年俸制規程に定める年俸制本給表41号給を上限とする。）
- イ. インセンティブ経費相当額を除く間接経費の50%の額（当該外部資金による研究が複数年度にわたる場合については全期間の予算計画を元に各年度の支出額を算出する。ただし、各年度の支出額はそれぞれの年度のインセンティブ経費相当額を除く間接経費の額を超えない額とする。）

(2) (1)のイによった場合にあつては、当該額と、インセンティブ経費を合算して当該特任教員の人件費として使用できるものとする。ただし、当該特任教員の号給は年俸制規程により算定された号給を上限とする。

3. 予算計画の見直し、研究の中止等があった場合は、この申し合わせによる取扱いの適用を見直すこととする。
4. この取扱いは、複数のプロジェクトを合算できるものとするが、年度途中での支出額の見直しは原則行わない。